

音羽山部屋後援会 会則

音羽山部屋後援会

音羽山部屋後援会 会則

令和6年4月17日制定

(総則)

第1条 本会は「音羽山部屋後援会」と称する。

第2条 本会は音羽山部屋の交流発展に寄与し、物心両面から支援し、力士を激励し、併せて音羽山部屋と会員と親睦をはかること、及び大相撲の発展のために音羽山部屋の親方、力士との交流を深めることを目的とする。

第3条 本会の事務局を東京都墨田区向島2丁目17-11 音羽山部屋内に設置し、必要な場合には、事務局に事務局員を置くことができる。

(活動)

第4条 本会は以下の活動を行う。

- (1) 激励会、千秋楽打ち上げ等の各種パーティー実施
- (2) 後援会入会者への特典の決定と配布
- (3) その他音羽山部屋の運営支援に関わる一切の活動

(組織)

第5条 本会は、本会の目的に賛同する以下の会員をもって組織する。

- (1) 各会員は以下の通りとする。

会員種別	年会費
横綱会員	100万円
大関会員	50万円
関脇会員	30万円
小結会員	10万円
幕内会員	6万円
一般会員	3万円

- (2) 上記以外の会員としてプレミアム会員及びプレミアム特別会員を置くことができる。
- (3) その資格や会費の額等は決議の上、音羽山親方の同意を得て決定する。

(入会資格)

第6条 本会の入会資格は以下の通りとする。

- (1) 本会の入会資格は、以下に定める事由をいずれも満たし、役員会及び音羽山親方の同意を得た場合とする。
 - ① 本会則に同意した方
 - ② 反社会勢力及びその関係でない方
 - ③ 過去に本会の退会の通知を受けていない方
 - ④ 音羽山部屋力士、関係者に敬意を払える方

- (2) 本会の入会は随時受け付けるものとする。入会初年度は次の5月31日までとし、その後の更新は6月1日から5月31日までとする。

(役員)

第7条

- (1) 本会の役員は次の通りとする。
会長 1名
役員 若干名
会員の中から音羽山親方が任命し決定する。

(退会)

第8条

- (1) 本会の退会は退会届の提出した場合に認められる。退会届の提出がない場合には自動的に会員を更新するものとする。なお、退会した場合、既払いの会費は返還しないものとする
(2) 会員から本会則に定められた会費の支払いがない場合、会員を退会させることができる。

(強制退会)

第9条 本会は、会員について以下の事由のいずれかに該当すると判断する場合、裁量により、当該会員に通知の上、当該会員を本会から退会させることができる。

- (1) 本会則に違反した時
(2) 本会の名誉、信用を著しく傷つけたとき
(3) 罪を犯し、又はその嫌疑を受け社会的信用を失った場合
(4) 反社会的勢力又はその関係者であることが判明したとき
(5) その他会員としての品格を著しく損なうと認められる行為があった場合

(会計)

第10条 会計は以下の規制のもと、会計及び会計担当役員並びに音羽山親方と女将さんが責任をもって監査する。

- (1) 本会は会費及び寄付金をもって運営する。
(2) 本会の会計は毎年1月1日から12月31日までとする。
(3) 本会で集められた会費及び寄付金は、後援会の運営や後援会の行事等に関する経費、音羽山部屋の維持管理に必要な経費等に充てるものとする。

(その他)

第11条 本会則の変更は、役員会の決議及び音羽山親方の承認をもって決定する。

第12条 本会則に定められていない事項については、役員会の決議及び音羽山親方の承認をもって決定する。